

# 手話言語法案 概要

## 第一 総則

### 1 目的

手話はろう者にとって日常生活・社会生活を営む上で重要な独自の言語  
→ろう者の手話の習得の機会の拡大及び手話文化の継承・発展を図る  
ため、施策を総合的・計画的に推進

### 2 基本理念

- ①ろう者の意向を尊重した手話習得支援
- ②手話文化の継承・発展

### 3 責務・手話の日

- ①責務：国、地方公共団体
- ②手話の日（9月23日）

### 4 手話基本計画等

- ①政府による基本計画の策定義務
- ②都道府県・市町村による計画の策定努力義務  
※ 障害者政策委員会等からの意見聴取
- ③法制上の措置等

## 第二 基本的施策

### 1 第一言語としての手話の習得に対する支援

（乳幼児期からの習得に係る情報提供等）

### 2 音声言語習得後の聴覚障害に係る手話の習得に対する支援

### 3 手話の能力を有する教職員の充実等（ろう者である教職員の養成等）

### 4 手話の習得・手話文化の保存に関する調査研究等

### 5 手話文化に係る国際交流（ろう者同士の国際交流等）

施行期日：公布日